

## 第 1 回働き方に関する政策決定プロセス有識者会議（7/26）での主な意見

## ＜政策決定に当たっての議論について＞

- ・労使の利害調整の枠を超えて、経済全体の中で労働政策の大きな方向性を議論する場がない。
- ・適切な論点提示、個別の利害を超えた労働者全体、使用者全体の現在、将来を踏まえた交渉、意見の開示ができるようになれば労政審もよくなっていく。
- ・労政審で戦略的・横断的議論ができるよう、本審で労働政策の方向性を議論し、そこで方向付けした大枠にしたがい分科会等で個別政策を議論すべき。
- ・労政審を通さないと法律制定・改正ができないのかは議論していくべき。
- ・政策決定に当たっては、エビデンスに基づいて決めることが重要。労政審で議論すべき問題について、必ずしもデータが示されていない。労政審の委員はデータに基づいた議論を行うことが必要。
- ・労政審で労使に十分に意見をきいた後には、公益委員や政治が決めるというやり方があるのもいいのではないか。

## ＜三者構成について＞

- ・雇用労働政策については、実態を熟知した労使が議論することが不可欠。三者構成の原則は崩すべきではない。
- ・労政審の三者構成原則は労使同数でないのだめなのかは議論していくべき。
- ・労使対等でやってこそ法律の民主的正当性も出てくる。
- ・多数決の原理等からも労使同数で議論することは必要。
- ・三者構成原則の維持は、労側が、内部で意見対立がある中でそれらを集約して、労政審で意見表明できることが大前提。
- ・「政労使」では政権によって方向性が変わってしまうことが考えられるので、政策の安定性の点では、現在の労政審の「公労使」の方がメリットがある。

## ＜代表性について＞

- ・働き方が多様化する中で労働者代表が非正規労働者を代表できているのか。
- ・世代や地域の違いという視点から多様な議論ができる人を委員とすることを検討すべき。
- ・委員の多様性と政策決定のスピード感は両立しない。大局的な観点から意見を言える人の人選が必要。
- ・どのような出身母体かということと、その人に求める役割は異なる。
- ・労働者同士の対立、使用者同士の対立があるため、それら対立も理解した上でそれらを統合できる人が理想。
- ・労働者側だけでなく、使用者側も多様性の確保が必要。
- ・公益委員の数を増やしても良いのではないか。また、様々な分野の専門家を公益委員に加えても良いのではないか。

<政策決定スピードについて>

- ・ 環境の変化に応じて政策を変えていくことが必要。
- ・ 労働政策の決定に当たって、時間がかかることが問題である。
- ・ 稚拙に制度を変えた場合に生じうるデメリットと同時に、慎重に議論した場合の機会損失の双方のバランスを考慮することが必要。

\* なお、当資料は当日の議事録をもとに、事務局の責任においてまとめたもの。